



山形県公報

平成18年3月8日(水)

号 外(6)

目 次

公 告

住民監査請求に係る監査結果..... (監査委員) ... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年3月8日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌
山形県監査委員	田	辺	省	二
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成18年1月12日

2 請求人

山形市木の実町9-4 浜ビル2F 佐藤欣哉法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表者 高橋敬一

米沢市中央4-3-17 高橋敬一

山形市大字門伝4158番地 渡邊寛

山形市蔵王上野1090番地1 鈴木晴男

山形市城西町5-28-1 遠藤健一郎

山形市城西町3-12-7 舟越範夫

3 請求の要旨(内容は原文のまま。ただし、業者目録及び工事一覧表の抜粋等を行った。)

山形県発注の平成15年度、16年度の橋梁工事を自社単独または共同企業体として別紙業者目録記載の業者(以下「本件業者」という)が落札している。

本件業者らは、橋梁工事の受注調整を行う組織としてK会又はA会と称する会を設け、各社が営業責任者級の者等を登録し、それぞれ、毎年度末の会合において幹事社を選出し、遅くとも平成14年4月(あるいは同15年4月)以降、国土交通省が東北地方整備局等において競争入札の方式により鋼橋上部工事として発注する工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、(1)各社の過去の受注実績等に基づき、K会及びA会の幹事社が割り付けた者又は共同企業体を受注すべき者とする事、(2)受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者が定めた価格で受注できるよう協力する旨を合意していた。

このいわゆる橋梁談合について、独占禁止法に違反するとして、平成17年9月29日、公正取引委員会から排除勧告がなされ、同日、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事についても同様に勧告がなされている。

また、公正取引委員会は、国土交通省・日本道路公団発注の鋼橋上部工事の入札談合事件に関し、平成17年5月23日、同年6月29日、同年8月1日、同年8月15日、独占禁止法に違反する入札談合による取引制限として告発し、起訴もなされている。

これらを受けて、山形県は、平成17年5月26日、平成17年11月28日、関係業者に対し指名停止措置をとって

もいる。

これらK会またはA会に属する業者は組織的に談合を行っており、この組織的な談合が国土交通省あるいは日本道路公団の橋梁工事のみに限定されるとするのは極めて不自然であり、県発注の橋梁工事についても当然に談合がなされていたと考えるのが自然である。

山形県が平成15年度、16年度において発注した鋼鉄製橋梁工事は25件、落札総額70億9004万円であるが、うちK・A会業者のみが入札した工事(非K・A会の業者がK・A会とジョイントを組んだものを含む)は7件と件数では3割弱であるが、落札総額では52億0800万円と総額の74%を占めている。これらの工事は、まさに国土交通省・道路公団の入札談合と同様の構造で落札されていることが明らかである。

また、K・A会業者と非K・A会業者が別個に入札し、K・A会業者が落札した工事でも、談合業者である多数のK・A会業者と少数の非K・A会業者との競争であり、本来の競争はなされていないと見るべきもので、結局はK・A会業者の談合によって落札者が決定されたものと考えべきである。

請求人が本件監査請求の対象とする工事は、別紙工事一覧表の「監査請求の工事」欄に印を付けた11件の工事で件数では総数の半分以下であるが、この工事の落札総額は59億9250万円で、平成15、16年度落札総額の84.5%に達している。

その落札率は平均して96.33%と極めて高い落札率であり、落札しなかった業者はわずか4%弱の範囲の金額で入札しているのであるが、適正な競争入札がなされていればこのような事態はあり得ず、落札者の入札金額を知った上で入札しているのであって、談合の存在が容易に推認できる。

そして、談合が存在せず適正な競争入札がなされていれば、落札率ははずっと下がって、無駄な支出をしなくともすんだはずなのである。

したがって、別紙工事一覧表の「監査請求の工事」欄に印がある工事を落札した別紙業者目録記載の業者について、山形県は談合による不法行為によって損害を受けているが、山形県知事は損害賠償請求権の行使を怠っている。なお、非K・A会の業者でK・A会とジョイント(共同企業体)して落札した東北電機については業者目録に記載していないが、ジョイントの片山ストラテック株式会社は共同不法行為として東北電機の工事割合についても連帯して賠償責任を負うべきものである。

よって、山形県知事は別紙業者目録記載の業者に対し損害賠償請求権を行使するなど必要な措置を講ずることを地方自治法242条1項に基づき請求する。

4 受理

本件請求について審査した結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の規定に定める必要な要件を具備していると認め、平成18年1月17日受理を決定した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年1月31日に、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述には、請求人のうち市民オンブズマン山形県会議の代表者である高橋敬一及び舟越範夫並びに代理人である佐藤欣哉が出席した。

請求人等は、第12回全国市民オンブズマン別府大会資料の抜粋資料等を証拠として提出し、請求人等から、証拠資料の説明により、監査請求の工事(以下「請求工事」という。)以外の低率落札の工事においても談合が存在する旨言及し、請求の要旨を補足する主張があった。

2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 請求工事の11件について談合が存在し、これにより県が損害を受けているか否か。
- (2) 知事が財産の管理(損害賠償請求権の行使)を怠る事実があるか否か。

3 監査対象工事

請求工事の11件は平成15、16年度発注工事であり、工事の中には完了後1年を経過したものも含まれるが、本件請求については財産の管理を怠る事実に係る請求であることから、法第242条第2項の期間制限の適用はないものと解し、請求工事11件すべてを監査対象とした。

4 監査対象部局

請求工事に係る入札、契約等を行った土木部、村山総合支庁及び置賜総合支庁を監査対象部局とした。

(1) 書類調査

土木部、村山総合支庁及び置賜総合支庁から平成18年2月7日及び8日に関係書類の提出を求め、入札手

続、契約状況等について書類調査を行った。

(2) 事情聴取

平成18年2月20日に土木部次長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求書の業者目録記載の請求工事に係る落札業者20社に対し、請求工事に係る入札への参加及び談合への関与について、文書による調査を行った。

第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、監査対象部局の監査、関係人調査、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 監査対象部局の監査

(1) 書類調査

平成18年2月7日及び8日に土木部、村山総合支庁及び置賜総合支庁に対して書類調査を実施したところ、その内容は、以下のとおりであった。

ア 入札手続等について

請求工事については、11件すべて一般競争入札(条件付)で落札者を決定していた。11件合計の予定価格(税込)は、65億3,176万5,030円であり、その予定価格に対する落札価格(税込)は、62億9,212万5,000円で、落札率について見ると、低いものは93.31%、高いものは97.08%であり、平均すると96.33%であった。

請求工事に係る入札執行や契約締結に係る手続きは、いずれも法、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、山形県財務規則(昭和39年県規則第9号)等に基づき行われており、特に問題となる事項はなかった。

イ 談合情報について

請求工事について、入札執行部署は、入札時及び契約後において談合情報は把握しておらず、山形県談合情報対応要領により、監査対象部局に設置された公正入札調査委員会において、入札談合に関して調査・審議された事例はなかった。

(2) 事情聴取

平成18年2月20日に土木部次長ほか関係職員に対して事情聴取を行ったところ、その主な説明内容は、以下のとおりであった。

ア 請求工事に係る談合の存在等について

請求工事について、入札時及び契約後において談合情報は把握しておらず、落札率が高いことをもって、談合が存在したのかどうかは判断できない。

また、落札率が高いか低いかについては、鋼鉄製橋梁工事の特殊性から桁製作費等で業者間に差が出にくいことや各々の工事内容や現場の状況によっても変わるので、一概には決め付けられない。

イ 橋梁談合に対する県の対応について

国土交通省等発注の鋼鉄製橋梁工事の入札談合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反するとして公正取引委員会による告発等を踏まえ、これまで県の競争入札参加資格者名簿に登録している39社のうち、36社に対し6ヶ月から15ヶ月の指名停止処分を行った。

また、公正取引委員会の勧告に応諾せず、審判が開始された業者については、公正取引委員会の審決等の状況を踏まえ対応していく。

なお、平成16年12月に公正取引委員会から、鋼鉄製橋梁の製造・工事業者等に対する独占禁止法の規定に基づく事件調査のため報告依頼があり、県発注分について、本件請求工事も含めて報告しているが、これまで何ら照会等はない。このため、県は独自に調査を行う予定はない。

ウ 談合防止対策について

これまで、一般競争入札(条件付)の導入と適用範囲の拡大、入札時における積算内訳書提出の義務付け、契約解除条項及び損害賠償請求条項の契約約款への明記、指名停止措置期間の加重等、談合防止に有効と考えられる対策を講じてきた。

また、入札談合に関する情報があった場合については、公正取引委員会との連携を図りつつ、山形県談合情報対応マニュアルに基づき適切に対応しているところである。

今後引き続き、電子入札の本格運用、総合評価落札方式の導入等、談合防止に向けた入札制度の改善に

取り組んでいく。

2 関係人調査

請求工事に係る落札業者20社に対して、平成18年1月27日付けで文書により、請求工事に係る談合の関与について調査したところ、2月10日までに調査対象の全20社から回答があった。

回答内容は、請求工事に係る談合の関与について、「調査したが確認できない・不明」としたものの14社、「ありません・認められません」としたものの5社、「回答を差し控える」としたものの1社であった。

3 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び関係人調査を行った結果、次の事項を確認した。

(1) 入札手続等について

請求工事における入札手続等については、すべて法令等に基づき適正に処理されていたものと認められた。

(2) 談合の存在について

入札参加業者による談合について、監査対象部局の書類調査及び事情聴取、関係人調査を実施したが、談合が存在するとの確証は得られなかった。

(3) 県の対応について

国土交通省等発注の鋼鉄製橋梁工事において、談合を行ったK会又はA会と称される組織に属する業者について、公正取引委員会による告発等を踏まえ、県は競争入札参加資格者指名停止要綱に基づき、指名停止措置を行っていた。

また、県は入札執行前及び入札執行後に談合情報があった場合は、山形県談合情報対応マニュアルに基づき対応しているが、本件請求工事において談合情報はなく、同マニュアルで対応した事例はなかった。

4 判断

本件請求において請求人は、山形県は談合による不法行為によって損害を受けているが、山形県知事は損害賠償請求権の行使を怠っていると主張しているため、確認した事実に基づき、以下このことについて判断する。

(1) 請求工事の11件について談合が存在し、これにより県が損害を受けているとの主張について

請求人は、K会又はA会に属する業者の組織的な談合が国土交通省等の橋梁工事のみに限定されるのは不自然であり、県発注の橋梁工事についても談合がなされていたと考えるのが自然であると推論を述べたうえで、談合の存在が推認される根拠として、K会又はA会業者が多数参加し、落札総額で多くの割合を占めていること並びに請求工事の落札率が96.33%と高率であることを請求要旨の中で述べているのでこの点を踏まえて判断する。

ア 請求工事の11件について談合が存在するか否かについて

県発注の請求工事の入札にK会又はA会の業者が多数参加し、落札総額で多くの割合を占めている点についてであるが、今回の請求工事の入札は、一般競争入札(条件付)で行われており、広く入札参加者を募っているものの、参加条件の中に施工実績等を求めていることから、結果的に条件に合致するK会又はA会と称される組織に属する業者が多数を占めることとなった。したがって、比較的大規模な工事の施工実績を有するK会及びA会と称される組織に属する業者が落札し、落札総額の多くの割合を占めたのはやむを得ない結果であったと言える。

また、落札率が高いことから談合の存在が推認されると主張している点についてであるが、今回の監査において、請求工事に係る落札業者に関係人調査を行い、談合への関与についての調査を行ったほか、入札手続等における書類調査を行うとともに入札執行部署の事情聴取を実施したが、談合が存在するとの確証は得られなかった。

したがって、請求工事については、県土木部所管の一般競争入札(条件付)の県平均落札率と比較すれば、落札率が高い結果となっているが、そのことをもって談合が存在するとは断定できない。

イ 県が損害を受けているか否かについて

請求人は、請求工事が高い落札率であり、談合が存在せず適正な競争入札がなされていれば、落札率はずっと下がって無駄な支出をしなくとも済んだとして、県が損害を受けていると主張しているが、県が損害を受けているか否かについては、前提として談合という不法行為の存在により、適正な競争が阻害された事実がなければ成り立たないものである。

したがって、請求工事について、談合が存在するとの確証を得られない現状においては、談合の存在を前提とする県の損害を認めることはできない。

(2) 知事が財産の管理(損害賠償請求権の行使)を怠る事実があるとの主張について

本来、法に規定する財産の管理を怠る事実とは、作為義務に反してなすべき行為を怠っている不作為の意味と解されるので、本件請求で言えば、特定された工事における談合による不法行為について、公正取引委員会の審決あるいは裁判の判決が確定するなど、その行為により損害の発生が認められているにもかかわらず、損害賠償請求権が行使されない場合が、これに該当すると考えられる。

本件請求に係る工事については、前に述べたように談合が存在するとの確証を得られない現状であり、県が損害を受けているとは認められないことから、当然に損害賠償請求権が発生しているものとは言えない。したがって法第242条第1項に定める違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実は認められないものである。よって、請求については理由がないものと判断する。

第4 付言

今回の監査では、請求工事について、談合が存在するとの確証を得られなかったが、県発注の橋梁工事について、今後、談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第10条により、直ちに公正取引委員会に通知するとともに、談合の事実確認及び県の損害の有無等についての調査を行うなど、厳正に対処されるよう望むものである。

また、昨今、全国的に談合に関する事件が報道されているところであり、県においては、今後とも、談合等不法行為の防止に向け、さらなる入札制度等の改革に努められたい。

業者目録(請求書別紙業者目録より抜粋作成)

番号	事業者	本店の所在地
1	三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号
2	JFEエンジニアリング株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
3	株式会社宮地鐵工所	東京都中央区日本橋大伝馬町7番5号
4	石川島播磨重工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
5	駒井鉄工株式会社	大阪市港区磯路二丁目20番21号
6	松尾橋梁株式会社	大阪市西区西本町三丁目1番43号
7	トピー工業株式会社	東京都千代田区四番町5番地9
8	片山ストラテック株式会社	大阪市大正区南恩加島六丁目2番21号
9	住友重機械工業株式会社	東京都品川区北品川五丁目9番11号
10	日本橋梁株式会社	大阪市北区中津一丁目6番24号
11	三井造船株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号
12	株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号
13	高田機工株式会社	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
14	日本鉄塔工業株式会社	東京都江東区新砂一丁目6番27号
15	新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番3号

16	佐藤鉄工株式会社	富山県中新川郡立山町銚木220番地
17	株式会社巴コーポレーション	東京都中央区勝どき四丁目5番17号
18	住友金属工業株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
19	東鋼橋梁株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番7号
20	株式会社横河ブリッジ	東京都港区芝浦四丁目4番44号

「監査請求の工事」の11件(請求書別紙工事一覧表より抜粋作成)

番号	入札年月日	工事名	場所	予定価格 税抜(千円)	落札価格 税抜(千円)	落札率	落札企業
3	平成15年5月27日	主要地方道山形羽入線 洪江2号橋架設(桁製作・架設)工事	山形市 灰塚	407,080	387,000	95.07%	株式会社栗本鐵工所
5	平成15年8月1日	一般国道347号三ヶ瀬 橋架替工事(桁製作架設工)	村山市 長島	536,947	518,000	96.47%	三菱・日橋特定建設工事共同企業体
14	平成16年5月28日	一般国道458号大蔵 橋架替工事(桁製作・架設工)	大蔵村 合海	822,088	795,000	96.70%	高田・駒井特定建設工事共同企業体
15	平成16年6月1日	主要地方道尾花沢最上 線押切橋架替工事(桁製作・架設工)	尾花沢市 押切	186,466	174,000	93.31%	株式会社巴コーポレーション
16	平成16年6月3日	町道飯豊川西線飯豊 橋橋梁整備(橋梁上部工)工事	飯豊町 添川	226,617	220,000	97.08%	片山・東北電機特定建設工事共同企業体
17	平成16年7月15日	主要地方道長井飯豊 線中郷橋架設工事(桁製作・架設)	飯豊町 小白川	114,700	110,000	95.90%	東鋼橋梁株式会社
19	平成16年8月6日	主要地方道玉川沼沢 線市野沢橋架替工事(上部工)	小国町 百子沢	119,500	113,500	94.98%	日本鉄塔工業株式会社
20	平成16年8月10日	一般国道112号出羽 大橋架設工事(最上川部 桁製作架設工-第1工区)	酒田市 高見台～堤町	1,636,550	1,588,000	97.03%	JFE・トピー・住重特定建設工事共同企業体
21	平成16年8月10日	一般国道112号出羽 大橋架設工事(最上川部 桁製作工-第2工区)	酒田市 高見台～堤町	1,069,490	1,026,000	95.93%	石播・宮地・佐藤特定建設工事共同企業体
22	平成16年8月10日	一般県道久保桜線大 橋架替工事(桁製作架設工)	長井市 日出町～館町南	728,980	702,000	96.30%	横河・松尾・三井特定建設工事共同企業体

23	平成16年9月14日	一般国道112号出羽 大橋架設工事(京田 川部桁製作架設工)	酒田市 高見台 ~堤町	372,310	359,000	96.43%	新日鉄・住金特定 建設工事共同企業 体
	計		11件	6,220,728	5,992,500	96.33%	

平成18年3月8日印刷
平成18年3月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056